

神金公民館だより

第161号 2023年 8月1日

語書の

6月は雨が降ることが多く,1カ月で300mm近い降水量となり,日照時間も少なくなりました。ところが,7月になると,最高気温が35℃以上となる猛暑日が続くようになり,梅雨明け前から真夏の暑さとなっています。

この時期,果樹農家の方々はモモやス モモの出荷期となり,忙しい毎日だと思 いますが,熱中症の危険性が極めて高く なると予測される熱中症警戒アラートが 毎日のように発信されていますので,十





分に気をつけて作業を進めていただければと思います。

長期予報では、8月も平年よりも高くなるとのことなので、暑さ指数 (WBGT値) に応じて、熱中症予防の対策をとっていただければと思います。

神金地区納涼祭中止

納涼祭実行委員会にて討議した結果、今年度の「神金地区納涼祭」は中止と判断しました。

コロナウィルス感染者が、5類移行後も増加傾向にある中、これまでの納涼祭のような内容での開催は、感染リスクを高めてしまうことが心配されることが最大の理由です。地域の方々に楽しんでいただくためには、模擬店等や抽選会等を行いたいが、参加者が密集とならざるを得ないので、参加者が感染してしまった場合、日常生活への影響が心配されるからです。ご理解をお願いいたします。

金トピックス&ニュース

じゃがいも収穫体験会

7月8日に「上条を活性化する会」主催 のジャガイモ収穫体験会が開催されまし た。

当日は、ジャガイモの収穫体験や野菜・ 果物の販売、上条集落見学会も行われまし た。収穫体験された参加者には、収穫した ジャガイモをお土産として持ち帰ってもら いました。









育所跡地利用について

旧神金保育所の跡地利用について、地元でも考えてもらえればということで、 神金振興会において討議しています。

7月の事務局会には,神金に移住された方にも参加していただき,意見を伺い ました。その中で、神金は人・自然・施設が、他地域よりも豊かではあるが、そ んな地域の魅力を十分に活用できていないのではないだろうかということで、

「神金地区を甲州市の地域活性モデル地区へ」という提案がありました。

行政(市)と地元、そして民間団体が連携して新しいモデルケースを構築して ことができれば、地域活性化につながっていくのではないだろうかということで した。

地域の方々にも、保育所跡地の利用について、考えていただければありがたい と思います。

神金の歴史

地元の歴史研究家でもある故飯島卓郎氏が、神金小学校PTA会報「ふもと」に執筆し寄稿した「神金の歴史」をシリーズで紹介します。

山 九

東京市の山が殆ど人工林になり伐採され始めたが、人工林に対しては交付金を出す契約はないという理由にて、恩賜林組合の役員が何回も上京して申し入れをした。しかし、東京都知事安井誠一郎氏は山梨県知事の交付方申請に対し、昭和二十一年七月六日付の文書にて「神金地内の水道水源林に関する交付金については、申込みの趣旨には同意いたしかねる」というのである。理由は、水道水源林は公益事業であり、なお都の経営になり既に四十年を経て都は多大の犠牲によって今日に至ったものである。他の地方団体が要求することは不当であると突っぱねてきた。

これに対し山梨県は直ちに反論した。「遠い昔から入会権は厳然として存立しており、天皇家の御料地となったこともあったが、入会御料地と称し入会権を天皇家に認めさせている。入会権があるため山林の売買価格も二十四萬円余であったが十二萬円に減額した。明治四十五年に売渡した時点に於いては人工林はなかったため、天然林のみを交付の対象としたのである。以上の理由からして交付金を出すことは当然の義務である」と強硬に申し入れた。

当時山梨県では林政課がこの件を担当していた。林政課は研究に研究を重ね法律の専門家の意見も聞いた結果、もし東京都が交付金を出さないと言い切るならば行政訴訟をしても闘ってやるという意気込みであった。裁判には絶対に勝つという自信を持っていた。

東京都は山梨県が一歩も引かない決意を知り、研究の結果行政訴訟になった場合は不利であることを悟り、昭和二十八年三月二十七日付にて水道局長名で恩賜林組合長筒井幸好宛にて「神金村宇萩原山所在の東京都水道水源林中の人工林を売払った場合、東京都水道局長は神金村外一町一ヶ村恩賜保護組合長に対し、立木売払い価格の三・五%に相当する金額を交付金として支払う。但し東京都水道局が自家用として伐採した場合、当該保護組合又は保護組合を構成する町村長に公共用材として払下げた場合は交付金を支払わない」という条件を付して全面解決した。

*次ページに続く

神金の歴史

売払い価格の五%を要求したのに対して三・五%になったことは残念であった。然し乍ら恩賜林組合が東京都に対し交付金の交付申請をして以来、八ケ年の歳月を経て漸く県と恩賜林組合の不転退の決意によって、行政訴訟も辞さないという姿勢が東京都を屈服せしめたのである。後の世の人のために権利を保有することに鋭意努力した当時の役員の人達に深甚の敬意を表したい。

最近は輸入材に押され立木の伐採が少ないため交付金が少なくなったので、現在東京都議会議長をしている下粟生野出身の田辺哲夫氏に頼み「立木売払いに伴う交付金」という名義によって年間三百萬円の特別交付金を貰っているが、これは田辺氏の政治力によるもので筋の通らない交付金である。

昭和二十九年四月、町村合併により塩山市が発足したので、恩賜林組合の存続は不可能になり、地方自治法により「萩原山恩賜県有財産保護財産区管理会」という長い名に改名改組されたのである。この会は神金、大藤、旧塩山地区から各一名を市長が推薦し、議会の同意を得た管理委員が選ばれ、塩山市長から事務委任を受けて執行にあたる。予算、決算の議決、認定は塩山市議会の権限である。なお三地区から六名宛の運営委員が選出されて計十八名にて運営委員会を組織し、審議機関的性格を以て運営している。下於曽にある恩賜林記念館は管理会の財産であるが、事務所は記念館の一階の一室にある。

萩原入会十ヶ村組合が時代の移り変わりと共に、幾たびかの変遷を経たが入会権は厳然として変わっていないことを再確認しなくてはならない。然し乍ら、山に依存して生活してきた昔と違い、現在は山に対する関心は皆無に等しい状態で、入会権に対しても無関心である。

従って、入会権は消滅の一途を辿っている。現在も北富士に於いては入会権をめぐって紛争が絶えないが、入会権による保証金が地域に還元されるので、真剣になって地域ぐるみの闘争を繰り返している。思うに、その権益をさまざまの圧迫から守り抜いてきた先人達の努力と功績を忘れてはならないと思う。



現在の萩原山恩賜林記念館